

令和8年4月

お客さま各位

中南信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について（3）

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、金融機関では令和8年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に掲げております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では以下の対応を実施いたします。

今後、「手形・小切手」に代わる決済手段としてのサービスを拡充して参りますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限について

手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日（水）といたします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座預金からの支払いができません。なお、お客さま自身が使用する現金支払い、振替支払いでの使用につきましては、振出期限にかかわらずご使用いただけます。

2. 他行庫を支払地とする手形・小切手の入金受付終了について

令和8年9月30日（水）をもちまして、他行庫を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了いたします。なお、当金庫を支払地とする手形・小切手につきましては、上記1. に記載しました振出期限である令和8年9月30日（水）までの振出分に限り受付可能といたします。

3. 実施中の対応について

- （1） 令和7年6月23日をもって当座預金の新規口座開設を停止いたしました。
- （2） 令和7年8月12日より当座預金の払戻請求書による支払いを開始しています。
- （3） 令和7年10月1日より手形帳・小切手帳の発行手数料を改定いたしました。
- （4） 令和8年3月31日をもって手形帳・小切手帳の新規発行を終了いたしました。なお、未使用の手形・小切手の買い戻しはいたしません。
- （5） 令和9年4月以降を支払期日とする手形・小切手（先日付小切手を含む）について、代金取立の受付を停止いたします。

4. 代替手段について

当金庫では、「手形・小切手」に代わる決済方法として「でんさいサービス」「でんさいライト」「法人インターネットバンキング」をご用意しております。この機会に是非導入をご検討下さい。

以上